

阿蘇火山コンシェルジュ

～新たな阿蘇の顔となる事業を目指して～

火山の成り立ちを、
私たちがご案内します！



**阿蘇の深い知識を
お客さまに！**

阿蘇火山コンシェルジュは、ASO田園空間博物館と阿蘇火山博物館が合同で企画したもので、阿蘇の火山やカルデラ、地形の成り立ち、山野草、そして民話など阿蘇についてもっと深い知識を提供できるように、観光案内所と別に設置された案内ブースです。

知識を深めた5名のコンシェルジュのうち毎日1名が道の駅阿蘇内の案内ブースに常駐しており、お客さまが普段阿蘇について疑問に思っていることなどについて、お答えしています。また、パンフレットの設置や阿蘇を紹介するDVDの放映を行っています。

道の駅阿蘇内の中央休憩室には、阿蘇で採掘された硫黄やスコリアなどの貴重な岩石が展示されており、実際に手に取って見ることもできます。また、阿蘇五岳を中心とした四季折々の写真の展示やカルデラクイズなども行っています。



阿蘇を紹介する上映会のようす

毎週末には、休憩室で大型スクリーンを使って火山コンシェルジュが「阿蘇カルデラ」、「阿蘇五岳」、「阿蘇の旬な話題」を中心に紹介を行っています。上映会の中では、クイズを出題するなど参加者も一緒に楽しめる内容となっております。

皆さんが住んでいる阿蘇にはまだまだ知らない神秘的なものごとがたくさん隠れています。地元阿蘇について、私たちと一緒に学んでみませんか？ぜひお気軽にお立ち寄りください。

田空ニュース

**親子2代で米づくり
全国大会で「金賞」受賞**

第16回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が11月23日・24日、青森県で開かれ、道の駅阿蘇農家部有志が参加しました。その結果、中山北斗氏（竹原）の「ササニシキ」が、都道府県代表お米選手権部門最高位「金賞」を受賞しました。

全国4369のお米が出品される中、中山氏の「ササニシキ」は食味・味度が高く評価され、県内で唯一の「金賞」受賞となりました。



受賞報告に訪れた北斗さん（中央左）と父美智也さん（中央右）

人権作文

家族や身近な人との関係を見つめ直し、
人権や差別について話し合う機会を持ちましょう。

私の厚い『壁』

一の宮中学校2年 若宮奏恵

私は、一学期の人権学習で『ハンセン病』についての学習をしました。その中で、「自分たちの心の中にある壁」という題で自分のことを綴りクラスで文集にして、みんなで読み合いました。私は、その中で『友だちに本音を言えない』事について書きました。

私は明るくて元気な性格だと自分で思います。自分で思っているぐらいですから、みんなも私の性格を『明るくて元気な性格』だと思っていると思います。しかし、私は時々自分の性格が嫌になります。なぜなら、友だちが嫌なことを言ってきたり、私はそのことを否定せず、「そうそう。うちってそうなんだよね。」と笑ってごまかしてしまっているからです。友だちは笑ったりしながら冗談のように言ってきます。私の本心はそれを聞いて、とても嫌な気持ちになります。しかし、それが冗談なのか、本気なのか私自身にもわからなくて、ごまかし笑いを流してしまっていました。

「ね〜」と笑って言っている、あとで「奏恵！さっきのあれは、冗談だけんね！うち奏恵のこと、とんちんかんだとは思ってないけんね？」と言ってくれました。しかし、二年生になってそのクラスメイトとは別のクラスになり、新しい友だちと同じクラスになりました。初めは普通に楽しく話していました。が、月を重ねるごとに私に嫌なことをからかい半分で言ってくるようになりました。始めは私も、嫌なことを言われたら「言わないで」と言っていました。が、言うのと逆に「は？何？冗談なのに」と言われました。私はあきらめて、言い返さずに嫌なことでも認めてしまうようになりました。しかし、その度にならないうちがモヤモヤしていました。私は我慢しきれなくなると、一年生の時の信頼できる友だちに相談をしました。すると、その友だちは、

「お前、どうせ何もできんぞ〜！」と笑って言われました。その時、教室前の廊下からあの相談を聞いてくれた友だちが、私の方を見ていることに気づきました。私はその時、はっとして、自然と「ふざけるな！」と思いきり言うことができませんでした。すると、私のことをからかっていた友だちは、「ごめん…。」とささやくと言ってくれました。今では、なぜ私は言い返せなかったのだろう？と自分のことを不思議に思います。当時、私が言い返せなかったのは、裏で悪口を言われたり、無視をされるかもしれない…と怖かったからだと思います。その当時、私の壁は二つあったのかもしれない。『自分の気持ちに偽ってしまおう壁』と『どうせみんな私をわかってくれない、と本音を語ることをあきらめてしまおう壁』です。もしかすると、今でも壁は完璧には壊せていないかもしれません。まだ返せない時もあるし、誰にでも本音を言えるわけではありませんが、以前の自分に比べたら嫌なことを言われても、きちんと返せるようになってきたと思うし、心の中もすっきりできています。私には私のことをわかってくれる友だちが

います。私が友だちに作ってきた壁は今、少しずつ壊せてきていると思います。

私は誰にでも「自分の心の中にある壁」はある、とクラスの文集を読んで強く感じました。人間というものは完璧ではないと思います。いくら勉強ができて、友だち付き合いが良くても、それぞれが持っている壁があるのだと、この人権学習を通して学びました。しかし、その壁を壊すのも、壊さないのも、乗り越えるのも、乗り越えないのも自分次第です。だから、私は、自分の壁を壊していきまは、自分の壁を支えてくれる友だちを大切にしながら、本当の強い人間になりたいです。

先生からのコメント

一学期の人権学習で、自分自身の壁についてしっかりと自分を見つめることができた奏恵さん。このように自分を見つめること、そして思いを語ることが、強い人間になる第一歩になると思います。欠席の友だちのために行動でき、そんな友だち思いの心も、壁を壊す力になるでしょう。強くなりたい、そんな奏恵さんの立ち上がり力をもらいました。

税の申告

2月16日(月)から

平成26年分市県民税・国民健康保険税の申告が2月16日(月)から始まります。(3月16日(月)まで)

詳しくは、後日お知らせします日程表をご確認いただき、必要な書類を持参の上、申告してください。

申告をしなければならない人

平成27年1月1日現在、阿蘇市に住所がある方で次に該当する方など

- 営業、農業などの事業収入や不動産収入がある人
- 国民健康保険に加入されている人
- 給与所得が2ヶ所以上あり年末調整をされなかった人
- 報酬、料金、契約金及び賞金等の支払を受けた人
- 医療費控除等の所得控除を受ける人
- 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける人
- 家内労働者等の事業所得等(検針員・保険外交員など)の所得計算の特例を受ける人
- 住宅ローン税額控除を受ける人

申告をしなかった場合は・・・

- 所得証明書などの交付ができません。
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられません。
- そのほか、市営住宅家賃や保育料、介護保険料等の算定などに支障をきたす場合があります。

平成26年中に支払った保険料・税の納付証明書を無料で発行します

所得税の確定申告書を提出する際、納付証明書の添付は義務付けられていませんが、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払額を証明するものを必要とされる場合は、本庁税務課・ほけん課または支所窓口にて納付証明書を発行(無料)しています。(問い合わせ先は19☎下に掲載)

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています！

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象となる方が拡大され、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告が必要ない方も含まれます。)は、売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)トピックスの「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。

問い合わせ 阿蘇税務署 ☎ 22-0551 (自動音声案内に従い、「2」番を選択してください。)

1

事業主の皆さまへ

平成 26 年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっています。

また、「給与支払報告書」は、職業形態、支払い金額にかかわらず、平成 27 年 1 月 1 日現在、受給者の住所のある市町村に、2 月 2 日[㊟]までに提出してください。

2

事業収入を有する方へ

事業収入を有する方は、収支の確認に必要な場合がありますので、事業用の通帳をお持ちいただきますようお願いいたします。併せて、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで記帳がされているかご確認ください。

また、長期間記帳していなかった場合、合計記帳となる場合があります。合計記帳された期間は、通帳で明細が確認できませんので、銀行等の窓口でお申し出いただき明細書を取得していただく必要があります。

3

消費税課税事業者の皆さまへ

平成 26 年 4 月から消費税の税率が 5% から 8% に変更になったことから、平成 26 年消費税課税事業者におかれましては、3 月以前と 4 月以降の売上（収入）と仕入（支出）を、それぞれ区別して計上していただく必要があります。また、申告受付を円滑に行うため、領収書などについても同様に仕分けをお願いします。

4

太陽光発電設備で売電収入がある場合

- 個人が自宅に設置した太陽光発電設備によって得られた余剰電力を売却した際、売電収入金額から必要経費を差し引いた残りがある場合は雑所得として申告が必要です。
- 店舗や賃貸アパートなどに設備を設置している場合は、事業所得の付随収入に該当することがあります。
- 太陽光発電設備によって得た電力を全量売電している場合は、償却資産の申告が必要です。

5

身体の不自由な方や高齢者の方へ

期間中、申告においでいただくことが困難な場合は、必ず連絡をしてください。

税の申告・納付証明書に関するお問い合わせ

- 税務課 ☎ 22 - 3148（税の申告・国民健康保険税の納付について）
- ほけん課 ☎ 22 - 3145（介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について）

あなたの**1票**が阿蘇市の未来をつくる。

阿蘇市議会議員 一般選挙

投票日 1月25日

投票時間：午前7時から午後6時まで（荻の草、深葉地区は午後4時まで）

阿蘇市の市議会議員を選ぶ大切な選挙です。必ず投票しましょう。
選挙当日に投票所へ行けない方は、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

期日前投票

- 期日前投票所** 阿蘇市役所・内牧支所・波野支所
 - 投票期間** 1月19日⑤ ～ 1月24日⑤（6日間）
 - 投票時間** 午前8時30分 ～ 午後8時
- ※3箇所の期日前投票所のどこでも投票できます。
※期日前投票所では、宣誓書の記入が必要です。また、投票所入場券もご持参ください。

不在者投票（不在者投票の種類と手続き方法）

- 他の市区町村（滞在地）で行う不在者投票**
阿蘇市の選挙人名簿に登録されている方が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地で不在者投票ができます。郵便などでのやり取りが必要となりますので、お早めにお問い合わせください。
- 指定病院等で行う不在者投票**
不在者投票ができる施設として指定を受けた病院等に入院（入所）中の方は、その施設で不在者投票ができます。お早めに施設長に申し出てください。
- 重度の障害等がある方のための郵便等による不在者投票**
身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当される方、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方で、郵便投票証明書の交付を受けている方は、自宅で投票ができます。
郵便投票証明書の交付には申請手続きが必要となりますので、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。
- その他**
期日前投票期間中、選挙当日までに20歳になる方は、不在者投票ができます。

選挙公報

阿蘇市議会議員一般選挙の選挙公報は、1月21日（水）の新聞（朝刊）に折り込みでお届けします。新聞配達を利用されていない方は、お手数ですが、1月20日から市役所及び各支所などの窓口選挙公報を設置しますので、ご利用いただきますようお願いいたします。

●行政区ごとの投票所一覧

投票区	地区又は行政区名	投票所名
1	町区、北区、東2区、西1区、西3区、塩塚	阿蘇市役所
2	古神区、西2区、東1区、東3区	社会教育センター（一の宮体育館）
3	分区	農業構造改善センター（分区公民館）
4	坂梨地区	坂梨公民館
5	古城地区	古城公民館
6	中通地区（荻の草を除く）	中通公民館
7	荻の草、舞谷	荻の草公民館
8	内牧1区、3区、4区、5区、小里、茗ヶ原	阿蘇公民館 (阿蘇体育館の道路向かい)
9	南宮原、湯浦、西湯浦、西小園	ふれあいプラザ北外輪 (旧内牧北部保育園)
10	深葉	旧内牧小学校深葉分校
11	内牧2区、成川、折戸、宇土、浜川	内牧支所
12	狩尾地区	狩尾2区公民館
13	永草、枳、赤水、車帰、跡ヶ瀬、的石	阿蘇西小学校体育館
14	下西黒川、乙姫、黒川千丁	乙姫公民館
15	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川、上西黒川	阿蘇小学校体育館
16	西町、竹原、蔵原	竹原公民館
17	道尻、下役犬原、上役犬原	コミュニティセンター
18	山田地区（茗ヶ原を除く）	阿蘇市地域農業再生協議会会議室 (旧JA山田給油所の奥)
19	檜木野、赤仁田、山崎、仁田水、中江、滝水	波野支所
20	小園、小地野、笹倉	やすらぎ交流館
21	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家
22	坂の上、大道	高齢者コミュニティセンター福寿荘

選挙に関してご不明の点は、選挙管理委員会事務局（電話22-3239）へお尋ねください。